

これまでの審議の状況報告（放射性廃棄物WG）
に対する各委員からのコメント及び事務局からの回答
（一次意見及び回答）

【朽山委員】

説明資料の内容については、これまでのWGの議論を正しく反映しているものと考えます。異存ございません。

【徳永委員】

- (1) ⑤の文章において、「原子力政策のあり方と合わせて」と書かれていますが、ここでは、「最終処分の問題が原子力の負の側面の一つであることをしっかりと認識すること」と「原子力政策のあり方」を常に合わせて考えないといけないということを主張されているのでしょうか。処分の問題と原子力政策のあり方を切り離せないという考え方があることは理解しており、そのような考え方が重要であるという立場も理解できますが、そのように取り扱うことが問題を複雑にし、解決を遠ざける原因になっているという立場もあると思います。このような点をご認識頂き、表現につきましてご検討いただけますとありがたく存じます。
- (2) 参考資料の「国民に信頼される処分プロセスの見直し」の(1)ですが、「地層処分の長期安定性については、依然、不確実性が存在しており、国民の信頼を得るには至っていない。」という表現では、「不確実性が存在している」ために「国民の信頼を得るに至っていない」と読めるように思われます。地層処分が国民の信頼を得るに至っていない主たる理由は「不確実性が存在している」ことによるものではないように考えており、表現に工夫をいただければと思います。
- (3) 参考資料の「国民に信頼される立地選定プロセスの見直し」の(2)の現状において「地元の意見が・・・」の最初のカギカッコの下に下線が引かれておりますが、これは不要だと思えます。

（事務局からの回答）

- (1) については、ご指摘の見解をお持ちの委員もおられたことから、修正案のとおりとしたいと考えます。
- (2) については、ご指摘を踏まえ、修正案のとおりとしたいと考えます。
- (3) については、ご指摘を踏まえ、修正案のとおりとしたいと考えます。

【伴委員】

- (1) 状況報告（案）の⑨について、「国が前面に立ち、政府一体で取り組むべき」と表現されていますが、そこまでの合意を廃棄物 WG では行っていないです。スウェーデンの SKB とマグナス社長の話を伺いましたが、SKB は日本に引き付ければ NUMO となると思いますが、彼らが積極的に進めて成功したわけです。政府がより積極的に、より適地を科学的にセレクトして、その資料に基づいて NUMO がいっそう積極的に働きかけていく道もあると思いますし、そうすべきだと考えています。より科学的な知見で適地を絞る作業は NUMO では客観性が保たれないとの批判にこたえられないでしょうから、国が審議会で議論を行って絞り公表する作業は意味があると考えています。「国が前面に立って」という国の姿勢はいまだ合意されていないと考えています。マスコミ情報に流されすぎているのではないのでしょうか？前面に立ち～⇒より積極的に取り組む、という表現にしたいです。
- (2) 参考資料について、可逆性と回収可能性に関する 3 枚目の図はしっくりきません。赤囲みの回収可能性への矢印が閉鎖の判断だけから出ているのですが、操業中にも起きる可能性があります。内容の説明はそうなので、矢印は操業中からも出るようにした方が良いのではないかと思います。可逆性の囲みの説明は「5 年毎の改定タイミング、概要調査地区等を選定する際とかなり限定した書き方になっています。可逆性は図で言えば「閉鎖の判断」までの全期間に対応するものと思います。矢印もそうになっています。そこで、「等」の後に、「処分事業の全期間を通して」といった言葉を加えていただきたいです。

（事務局からの回答）

- (1) については、ここでいう「国」とは、NUMOに限らず政府を含む統治主体としての国であり、委員御懸念のように、客観性・信頼性が損なわれていると指摘されている NUMO のみが前面に立って行うというものではありません。このため、この部分については、原案のとおりとしたいと考えております。
- (2) については、ご指摘を踏まえ、修正案のとおりとしたいと考えます。

【吉田委員】

- (1) 状況報告（案）の①の2行目について、「可能な限り目指す必要」とあるのを「可能な限り目指すことが必要」と修正すべき。
- (2) 状況報告（案）の①の4行目について、「十分ではないことを認識する必要」とあるのを「十分ではないことを認識することも必要」と修正すべき。
- (3) 状況報告（案）の⑨について、「国が前面に立ち、政府一体で取り組むべき」とあるのを「国が前面に立ち、透明性を維持した仕組みのもと、政府一体で取り組むべき」と修正すべき。いかに信頼性を獲得し、維持していくかにおいてSKBのマグナス社長さんも言われていたことでもありますので、「透明性を確保」とするという表現をここか、あるいはどこかに追記した方がいいのではないか、と思った次第です。

（事務局からの回答）

- (1) については、ご指摘を踏まえ、修正案のとおりとしたいと考えます。
- (2) については、これまでのWGの議論を通じて、最終処分ありきで進めるべきとの意見とそれに対する社会的支持が十分ではないとの意見があったことから、これら双方の御意見を含有する原案のとおりとしたいと考えます。
- (3) については、最終処分の実現に向けた国の取組については、透明性を確保して取り組むことが前提であり、例えば、参考資料4ページ目において、「国が透明性・公平性のあるプロセスの下で、より適性が高い地域を科学的に示すことが必要」としているところ。原案のとおりとしたいと考えます。

【西川委員】

- (1) 状況報告書（案）の④ii）について、「放射性廃棄物の低毒・低減化など」を追記すべき。
- (2) 参考資料について、状況報告書（案）との整合を図るため、表現ぶりを以下のとおり修正すべき。

＜参考資料3 ページ目（2）＞

（原案）

- ④代替処分オプションの研究開発等を進めることは必要。

（修正文）

- ④放射性廃棄物の低毒・低減化など代替処分オプションの研究開発等を積極的に進めることが必要。
- ⑤使用済燃料の中間貯蔵について、解決の方向性を示すことが必要

（事務局からの回答）

- (1) については、代替オプションの研究開発は、放射性廃棄物の低毒・低減化に関する研究開発のみならず、現在、最終処分方法として最も有望とされる地層処分以外の処分方法も含めて、検討の対象となり得るため、原案のとおりとしたいと思います。
- (2) については、使用済燃料の中間貯蔵の追記については、既に状況報告書に記載されていることから、原案のとおりとしたいと考えております。なお、参考資料は、本文の内容を網羅的に補足するものではなく、あくまでもいくつかの点について補足的に説明するために用意しているものであり、必ずしも状況報告書と参考資料は一対一で対応しているものではありません（例えば、地層処分の技術的信頼性に関する定期的評価（④i）や、処分場閉鎖までの高レベル放射性廃棄物管理（④iii）といった論点等）。

【小林委員】

(1) 状況報告書(案)の⑤について、表現ぶりを以下のとおり修正してはどうか。

(原案) 原子力政策のあり方と合わせて理解を得ていくことが重要。

(修正文) 原子力政策のあり方と合わせて国民との対話を通じて理解を得ていくことが重要。

(2) 状況報告書(案)の⑥について、表現ぶりを以下のとおり修正してはどうか。

(原案) 安全に処分ができる地点を選定する必要。

(修正文) 安全に処分ができる地点候補を選定する必要。

(3) 状況報告書(案)の⑨について、「最終処分の実現に向け、政府が一体となって取り組むべき」で十分ではないか。

なお、この報告案と直接の関係はないことですが、昨今、WGの開催に合わせたように新聞報道がなされていること、しかもそれはWGで議論されていないことについての方向付けや観測気球のような記事であり、エネ庁がニュースソースと考えざるを得ない内容であることを、委員長としてどうお考えか、意見を承りたい。このようなことが続けば、従来からの審議会に対する批判がそのまま当てはまるような状況になり、国民の信頼の回復など到底望めないでしょう。事態が政治問題化しつつある中、本WGの役割についていささか懸念を持っております。

(事務局からの回答)

(1) については、⑤の前段において、高レベル放射性廃棄物問題の解決に向けた取組を進めるに当たって、社会的支持を得ていくことが必要としており、国民との対話を行っていくこともこれに包含されることから、原案のとおりとしたいと考えております。

(2) については、修正案のとおりとしたいと考えます。

(3) については、立地選定プロセスについては、これまでのWGでの検討においても、調査受入れの科学的妥当性について、国が説明責任を果たしていくことが必要であること、地域の持続的発展に資するような総合的な支援策を政府一体で検討すべきであること、地域・住民の意向を適切に反映する仕組みを整備すべきであること等の方向性が示されているところであり、こうした取組を実現するためには、国が前面に立って取り組んでいく必要があることから、原案のとおりとしたいと考えております。

【寿楽委員】

1. 文書の性質や取りまとめの手続きについての意見

- この時点で今回のような審議状況の報告を行うことはこれまで審議の場で議題になっていなかったことであり、しかも、この文書の原案が文書としては委員会の席上で示されず、口頭のみでの報告とその後のごく限られた時間の意見聴取にとどまったことは大変、遺憾である。
- この会議体では、発足当初に増田委員長からも「拙速にさまざまなことを決めていくということは、逆に色々な問題を先送りすることにもなりかねない。」（第1回小委員会）との見解が示され、熟議を重ねることを旨としていたはずである。直近の社会的論議の高まりがあり、審議経過を報告する必要性が生じた旨の説明を受けたが、そのことは拙速な審議を是とする理由にはならないと考える。
- また、基本政策分科会と本ワーキンググループの間の連携を密にする旨がやはり委員長より示されているところ、「（総合部会とこちらの小委員会とのコミュニケーションは、やり方は少し私のほうで考えさせていただきますが、きちんと取るということで議論を進めたいというふうに思います）」（第2回小委員会）そうした場やチャネルの設定がはっきりしないままに、同分科会に対しては本WGでの審議経過を委員長の取りまとめにより報告するという一方通行的なコミュニケーションとなったことについても疑問を感じる。
- さらに言えば、本ワーキンググループは総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会のもとに設置されているところ、同小委員会は直近全く開催されておらず、本ワーキンググループでの高レベル放射性廃棄物処分についての議論が他の原子力利用政策と整合しているか等の審議がなされていない。こうした状況のままで基本政策分科会に直接、審議経過を報告することは、手続き論的にも、政策の質の担保という観点からも、疑問が残る。
- 今回の委員長報告はこうした課題が存在することは認識しつつも、実務上の制約等からやむを得ずなされるものであると理解している。
- ついては、「放射性廃棄物処分政策についての本ワーキンググループでの審議はまだ初期の局面にあり、何らかの意味での結論として受け取られるべきものでなく、あくまでもこの間の審議の経過を委員長の責任で報告するものであること」を席上で明確にさせていただくことを強く希望する。このことを了解いただけない場合には、本状況報告案には賛同できない旨を表明する。
- この点については、もとよりそのような位置づけの報告であり、委員長にもご了解いただけるものと理解した上で、以下に本文書の個々の記述についての意見を述べる。

(事務局からの回答)

- 本WGの位置づけについては、経済産業大臣の諮問に応じて専門家の皆様のご意見を聴取する場であることから、その審議経過に関する状況を適宜関係機関に共有していくことは重要であると考えております。他方で、特に本分野においては、国民社会に多様なご意見等があることから、熟議を経ることが何よりも肝要であると考えており、それを理由に拙速な審議を是とすることはなく、本WGの審議結果をもって政策検討に活かしていく方針に変更はございません。
- 基本政策分科会に本WGの審議経過を直接報告することについては、同分科会からの要請に基づき実施されるものです。また、同分科会とは「並行的に審議を進める」こととしていることから手続き論として特段の問題はないものと認識しております。他方でご指摘のとおり政策や審議の質の担保等の観点からは一方通行的なコミュニケーションであってはならず、同分科会における審議状況については適宜反映していくことが重要と考えております。
- なお、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会が開催されていない中でも同小委員会委員長には適宜本WGの検討状況を事務的に御報告するなど最善を尽くしているところでございます。
- 今回の委員長報告は、本WGのこれまでの審議の経過を委員長の提出資料として用意しているものです。そのような位置づけにおいて「2.」で頂いておりますご意見について回答させていただきます。

2. 文書の記述の内容についての意見

- (1) ①の前に、日本学術会議の「回答」やそれを受けた原子力委員会の「見解」等、関係機関が示した見解や提言の内容にも鑑み、現状において欠けている部分を補い、適切ではないと思われる部分を改めるという謙虚な姿勢が必要であること、その際には福島原発事故の経験を経て、原子力分野におけるあらゆる取り組みに対する社会の信頼が十分ではないことを認識すべきことをまず述べるべきではないか。

→① 福島原発事故を経て、原子力利用やその関係機関に対して社会は厳しい目を向けており、高レベル放射性廃棄物の処分もその例外ではない。また、日本学術会議の「回答」やそれを受けた原子力委員会の「見解」等に代表される見直しの議論や提言がなされている。これらを踏まえ、これまでの取組方針や制度を謙虚に見直し、不適切・不十分な点は改めることが必要。

- (2) ③について、可逆性・回収可能性の担保は同項で指摘されている問題に対する有力な解決策ではあろうが、言葉が独り歩きすることへの危惧もある。また、次項④にて可逆性・回収可能性が一つの有力な対処方策であることを述べている。そこで、本項では「可逆性・回収可能性」の語は出すことは控えてはいかがか。

→③ このため、最終処分に向けた取組を進める上では、過去的意思決定を必要に応じて見直せる仕組みとし、将来世代の意思決定の可能性を狭めないようにすることが不可欠。

また、③と④の間に、新たな項として、以下の指摘を挿入してはいかがか。

→③' また、最終処分の取り組みは、処分方針の策定から処分施設の最終的な閉鎖までの間だけでも数世代を要する長期的な事業となることから、その間の社会状況の変化や技術開発の進展に対応することも必要。

- (3) ⑤については、a) 「取組方針」は担当省庁等が決定して社会に伝達するという一方的な性質のものではなく、あくまでも社会的論議を経た上で、の民主的な政治的決定に依るべきであることを強調すべき、b) 他方で、技術的・専門的な妥当性を担保した「取組方針」の策定を行うべき、c) 国会・政府・関係機関・電気事業者が責任を持って対処することを明確にすべき、d) 意思決定は複数の段階に分け、柔軟性を保つとともに政治的正統性をきちんと確保して慎重に進められるべき、等の考え方を踏まえるべきであり、以下のように修文してはどうか。

→⑤ このような取組方針の策定にあたっては、多様な専門家からの助言を得て、また広く社会的な論議を尽くした上で、国会・政府・関係機関・電気事業者等がそれぞれの責任を全うし、社会の信頼を得ていくことが必要。

→⑤' また、こうした方針の策定や実施は複数の段階に分けて慎重に進め、良好実績を積み重ねて社会的な支持を確かなものとするのが重要。その際、放射性廃棄物処分の問題は原子力利用における負の側面の一つであることをしっかり認識し、原子力政策のあり方と合わせて議論を進めることが大切。

- (4) このほか、現世代内においても地域間の公平性等、倫理的な観点も含めて議論を尽くし、方針を定めるべき事柄がいくつも存在することを指摘することも必要かと思われる。

→⑤'' なお、こうした議論にあたっては、世代間の公平はもちろん、現世代における公平性・公正性に関しても真摯な議論を尽くし、適切な対処方針を

見いだすことが必要。

- (5) ⑦について、「地域の理解の下」との表現は、依然として地域の主体的な判断を十分に尊重しているとは言いがたい。「地域による主体的な検討と判断の上で」としてはどうか。

- (6) 「住民不在で処分事業が進められるとの懸念」とあるが、これに対しては事業実施段階での住民参加の仕組みの整備が必要であり、立地の合意形成における住民参加とはまた別の事柄とも言える。この点を意識して書き分けてはどうか。

→地域による主体的な検討と判断の上で、立地地点が選定されるべき。このためには住民参加型の地域の合意形成の仕組みが必要。また、住民不在で処分事業が進められるとの懸念を払拭し地域の信頼を得るためには、事業の実施段階においても住民参加を徹底することを立地選定段階で事前に明示することも重要。

- (7) ⑧において、施設立地に責任を持つ側である政府が立地選定以前から「受苦」施設であるとの認識を示すことは適切なものか。また、「支援策」はそれに対する補償との位置づけなのか。なお、これは処分場を受け入れることによって想定されうる負担を小さく評価する趣旨の指摘ではない。「受苦」であるとの認識を示しながら施設の受け入れを促し、それに対して「支援策」や「敬意」で報いるとの考え方の方がよほど倫理的に問題であるとの見方に立つものである。

- (8) また、立地選定段階での経済的な優遇策（例：交付金）に対しては、学術会議「回答」はもとより、本ワーキンググループでも、批判が示されている。また、スウェーデン SKB からのヒヤリングでは、立地段階での支援策は住民が主体的に意思決定をするための調査・研究・学習等に対してのみ行われているとの説明もあった。この点を踏まえた記述とするべきではないか。

- (9) 「国」という語の使用は責任を負うべき機関をあいまいにするとの意見が本ワーキンググループでも出された。せめて「政府」とすべきではないか。

→⑧ 国民共通の課題解決という社会全体の利益を地域に還元するための方策として、施設受け入れ地域の持続的発展に資する支援策を政府が自治体と

協力して検討、実施することが必要。なお、立地選定段階において候補地域に経済的支援を安易に行うことは不適切。むしろ、住民参加を促すための調査・研究・学習活動等に対する支援が重要。

（事務局からの回答）

- 「①の前にもう1つ項目立てをするべきではないか」について、原子力分野における取組に対する社会の信頼が十分でないことは事務局としても認識しているところです。そういった謙虚な姿勢が社会の受容性に肯定的な影響を与え、社会の信頼を得るためには不可欠であろうことも承知しております。ただし、それらについてはエネルギー政策全般の中で示されることでより高次の効果をもたらすものと確信しております。
- ③④について、可逆性・回収可能性はあくまでも1つの有力な対処方策であることはご指摘のとおりです。よって文案は修正いたしますが、④（特に長期的な取組の中で将来世代の意思決定の可能性を広げるために取り組むべき事柄）との文章整理上、③と④を合わせて修正案のとおりとしたいと考えます。
- ⑤について、行政が決定して社会に伝達するという一方的な性質であってはいけないと考えております。原案もそのような趣旨で記述しておりますが、ご指摘を踏まえ、修正案のとおりとしたいと考えます。
- ⑥～⑨について、地域における主体的な検討と判断をより前面に出す形で修正いたします。他方で「国」については統治機構としての国を念頭においており、「政府」と修正することで立法府や関係機関等が除外されることから原案のとおりとしたいと考えております。

3. 文書の記述の修文についての参考意見

- (1) ①において、「将来世代に不当な負担を残さないよう、長期にわたる制度的管理（人的管理）に依らない「最終処分」を可能な限り目指す必要」とあるが、「不当な負担」という表現については、何が「不当」で何が「正当」なのかということ自体が、論理的には将来世代にしか判断できないことから、表現に注意する必要があるのではないか。

また、「最終手段を可能な限り目指す必要」を認めるとしても、「現世代が、最終処分に向けた取り組みを進めることは必要」とは論理的に言い切れない。

「社会的支持は十分ではないことを認識する必要」とあるが、日本学術会議「回答」にもあるように、そもそも社会的合意を得る手続きが不十分であるがゆえに社会的支持も十分ではないとの指摘も多く、本WGでもそうした議論もあったと考える。

→① 高レベル放射性廃棄物については、将来世代の負担を最大限軽減するために、長期にわたる制度的管理(人的管理)に依らない「最終処分」を目指す必要。この考え方が、現世代が最終処分に向けた取組を進めることの大きな根拠。但し、わが国ではこのことに関する社会的合意が十分には得られていないことを認識することが重要。

- (2) ②についても、同「回答」文書の指摘や一部専門家からの批判に鑑みると、「問題は科学知の限界にではなく社会的信頼にある」と読める表現にするよりも、「科学的な検討も社会的な合意形成も、どちらもまだ十分ではない」との認識をはっきり示す方が適切ではないか。

→② 最終処分の方法としては、現時点では地層処分が最も有望であるというのが国際的共通認識。我が国においても、これまで科学的知見がもっとも蓄積されている方法は地層処分。他方、その安全性についての検討や、好ましい処分方法についての社会的論議は十分ではない面がある。

- (3) ④の冒頭の文について、「可逆性・回収可能性」の考え方は定義やその具現化の方法に幅があり、日本における適切な取り入れ方については今後検討すべきであること、また、「解決策」とすると、それが最終的な問題解決を直ちに可能にするとの響きがあることから、以下のように改めてはどうか。

→④ 可逆性・回収可能性を適切なかたちで担保した上で地層処分に向けた取組を進めることは、有力な対処方策。その際、以下の取り組みを並行して進めることが必要。(以下は略)

- (4) ⑥について、「安全に処分ができる地点」という表現では、「安全 or 不安全」の二分法に見える。「安全確保の上で好適だと思われる地点を選定する」等の表現がより適切ではないか。

「立地への理解を求めるべき」ではなく、「調査受け入れの可能性の検討を依頼すべき」、あるいは、「立地」の語を用いるのであれば、「立地の可能性についての検討を打診すべき」等が適切ではないか。施設立地活動の責任は政府や実施主体にあると明確にすべきではあるが、他方で施設の受け入れの判断はあくまでも当該地域が主体的に行うものであることも示す必要がある。

「国」という語の使用は責任を負うべき機関をあいまいにするとの意見が本ワーキンググループでも出された。せめて「政府」とすべきではないか。
→安全確保の上で好適だと思われる地点を選定する必要。広く全国を対象

とした調査地域の公募では、調査受入れの科学的妥当性（「なぜここか」）の説明が困難であり、受入れを表明する自治体の説明責任・負担が重くなっている状況。政府は、科学的により適性が高いと考えられる地域を示す等を通じ、地域の地質環境特性を科学的見地から説明した上で、立地の可能性についての検討を打診すべき。

（５） ⑨について、⑥・⑧同様、「国」との表現はむしろ、この課題への対処を担うべき主体をあいまいにするので、改めてはどうか。

→⑧ 最終処分に至る道筋を明確にするべく、このような取組に対し、関係する機関が一体となり、政府が前面に立って取り組むべき。

（事務局からの回答）

- 用語の使用の仕方や可逆性・回収可能性の具体化の方法など頂いたご意見と同様に考えておりますので、今後の政策検討に生かしてまいりたいと考えております。他方で、「科学的な検討も社会的な合意形成もどちらもまだ十分ではない」とのご意見については、反対意見を述べられる委員も多く、事務局としては現時点でそのように判断していないところでございます。

【崎田委員】

内容を確認したところ、問題はありません。

【新野委員】

(1) 状況報告(案)の⑦の二行目について、以下のとおり修正すべき。

(原案) 信頼を得る上で、住民参加型の地域の合意形成の仕組みが必要。

(修正文) 信頼を得る上で、多様な立場の住民参加型の地域の合意形成の仕組みが必要。

[意見]

これまでからの改善を本気で望むならば、少し強い表現になるのですが、地域から見て福島以後、この程度は書かれるべきかと考えます。これまでと認識が変わらず、住民が参加したとしてもその意義は望めないように思います。

(2) 状況報告(案)の⑧の二行目について、以下のとおり修正すべき。

(原案) その際、国民共通の課題の解決に協力する地域に対する敬意を忘れるべきではない。

(修正文) その際、国民共通の課題であるとの認識を国民が共有し合い、その解決に協力する地域に対する敬意を忘れるべきではない。

[意見]

放射性廃棄物の課題が、まず国民共通の認識とならなければ、受入地域の役割が示せないと考えます。そこで、まず共通認識への取り組みがなされ、その上で立地になる地域への敬意が生まれるものと思います。この視点も、これまでの反省材料ではないかと考えます。

(事務局からの回答)

(1) については、御指摘を踏まえて修正案のとおりとしたいと考えます。

(2) については、各委員の方々からの御意見も合わせて修正案のとおりとしたいと考えます。